

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「当該」を「同表の」に改める。

第35条中「によって」を「により」に、「第12号の2様式の納付書」を「で定める様式」に改める。

第38条の2第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「及び」を「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条第1項及び第2項において同じ。）及び」に改める。

第44条の7第1項中「においては」を「には」に、「第39条の2の4第1項に規定する」を「で定める」に、「1戸について」を「1戸」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第39条の2の4第2項に規定するものについて」を「で定めるもの」について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の

用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「。第44条の10の2第1項において同じ」を削り、同条中第9項を第10項とし、同条第8項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「住宅」を「特例適用住宅」に改め、同項に次の2号を加え、同項を同条第8項とする。

(6) 第2項の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、入居（予定）年月日

(7) 第3項の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に係る耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。次条第2項、第44条の10第2項及び第44条の10の2において同じ。）終了（予定）年月日及び入居（予定）年月日

第44条の7第6項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「第39条の3の2に規定する」を「で定める」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この節において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既

存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当する場合に限る。)

第44条の8第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。以下この項及び次項において「2号適用土地の取得」という。）にあっては当該2号適用土地の取得の日から6月以内」を加え、同条第2項中「土地の上に2年以内」を「取得の日から2年以内に当該土地の上」に、「1年以内」を「当該取得の日から1年以内」に、「取得する」を「取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、2号適用土地の取得にあっては当該2号適用土地の取得の前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」に改め、同項第4号中「住宅」を「特例適用住宅」に改め、同項第5号中「住宅の取得予定年月日」を「耐震基準適合既存住宅等の取得（予定）年月日及び入居予定年月日」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 前条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、耐震基準不適合既存住宅の取得（予定）年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居予定年月日

(7) 2号適用土地の取得にあっては、耐震基準不適合既存住宅の取得年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居予定年月日

第44条の8第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第44条の9中「によって」を「により」に、「若しくは第2項第1号」を「、

第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第44条の10第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同条第2項中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第6号中「取得年月日」の次に「及び入居年月日」を加え、同項第7号中「受くべき」を「受けるべき」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第44条の7第3項の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、耐震基準不適合既存住宅の取得年月日、耐震改修終了年月日及び入居年月日

第44条の10の2第1項中「（法第73条の14第3項に規定する既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」及び「（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。第6項第3号において同じ。）」を削る。

附則第6条の5第1項中「第53条第25項及び第26項（同条第28項）を「第53条第24項、第25項、第27項及び第28項（同条第30項）」に、「同条第29項」を「同条第31項」に、「」において」を「」の規定により」に改め、同条第3項中「第53条第25項及び第27項（同条第28項）を「第53条第24項、第25項、第27項及び第29項（同条第30項）」に、「同条第29項」を「同条第31項」に、「」において」を「」の規定により」に改める。

附則第7条の2の5第1項中「附則第6条の17第1項に規定する」を「で定める」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号」を「第44条の7第1項第1号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「附則第6条の17第2項に規定する」を「で定める」に、「当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第7条の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」及び「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第7条の4第2項中「又は第2項第1号の規定の適用」を「、第2項第1号又は第3項」に、「附則第11条の4第1項の規定の適用」を「附則第11条の4第1項」に改め、「から1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を

受ける土地の取得にあっては当該取得の日から１年６月以内、同項第２号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の２第１項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。以下この項及び次項において「２号適用土地の取得」という。）にあっては当該２号適用土地の取得の日から６月以内」を加え、「土地の上に２年以内」を「取得の日から２年以内に当該土地の上」に、「１年以内に」を「当該取得の日から１年以内に」に、「取得する」を「取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第３項第１号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から１年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から６月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の２第１項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、２号適用土地の取得にあっては当該２号適用土地の取得の日前１年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から６月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の２第１項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」に、「中「第44条の７第１項第１号又は第２項第１号」を「中「第44条の７第１項第１号、第２項第１号若しくは第３項」に、「第44条の７第１項第１号又は第２項第１号」を「第44条の７第１項第１号、第２項第１号又は第３項」に、「第７号」を「第８号」に、「同条第９項」を「同条第10項」に改め、同条第３項中「第39条の２の４第１項に規定する」を「で定める」に、「この項、次項」を「この条」に、「１戸について」を「１戸」に、「第４項及び第５項」を「第５項及び第６項」に、「第39条の２の４第２項に規定するものについて」を「で定めるもの」に、「ものについて」を「もの」に、「同条第９項」を「同条第10項」に改め、同条第４項中「政令附則第９条の３第２項の規定に該当する住宅である」を「当該改修工事対象住宅を取得した日から２年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この項及び第６項において同じ。）を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅（同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項及び第６項におい

て同じ。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した」に改め、同項第５号及び第６号中「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、同条第５項中「改修工事対象住宅」を「前項の減額を受けようとする納税義務者による改修工事対象住宅」に、「前条第１項第１号又は第２項第１号」を「前条第１項第１号、第２項第１号又は第３項」に改め、「から１年以内」の次に「同条第３項第１号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から１年６月以内、同項第２号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の２第１項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。以下この項及び次項において「２号適用土地の取得」という。）にあっては当該２号適用土地の取得の日から６月以内」を加え、「土地の上に２年以内」を「取得の日から２年以内に当該土地の上」に、「１年以内に」を「当該取得の日から１年以内に」に、「取得する」を「取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第３項第１号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から１年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から６月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の２第１項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、２号適用土地の取得にあっては当該２号適用土地の取得の日前１年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から６月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の２第１項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」に、「同項に規定する住宅性能向上改修住宅」を「当該改修工事対象住宅に同項に規定する住宅性能向上改修工事（以下この項及び第44条の10第２項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行ったこと又は行うこと、当該住宅性能向上改修工事を行った法附則第11条の４第４項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この項及び第44条の10第２項において「住宅性能向上改修住宅」という。）」に、「譲渡し、」を「譲渡したこと又は譲渡すること及び」に、「中「第44条の７第１項第１号又は第２項第１号」を「中「第44条の７第１項第１号、第２項第１号若しくは第３項」に、「第44条の７第１項第１

号又は第2項第1号」を「、「第44条の7第1項第1号、第2項第1号又は第3項」に、「第7号並びに」を「第8号並びに」に、「同条第9項」を「同条第10項」に、「政令附則第9条の3第2項の規定に該当する住宅である」を「改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した」に改め、同条に次の2項を加える。

6 法附則第11条の4第6項の規定により改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする納税義務者は、第4項各号に掲げる事項及び当該改修工事対象住宅用地の取得年月日を記載した申請書に当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して知事に提出しなければならない。

7 第44条の8から第44条の10までの規定は、前項の減額を受けようとする納税義務者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第44条の8第1項中「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第6項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当することとなった日に行われたものに限る。以下この項及び次項において「2号適用土地の取得」という。）にあっては当該2号適用土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用

地（以下この条及び第44条の10において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「附則第7条の4第4項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項、同項第6号及び第10号に掲げる額の予定額、改修工事対象住宅用地の取得年月日その他知事が必要と認める事項並びに法附則第11条の4第6項の規定の適用があることとなる予定年月日」と、「前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅に該当する住宅が新築されること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、2号適用土地の取得にあっては当該2号適用土地の取得の日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」とあるのは「改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅用地の上にある同条第4項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第44条の10第2項において「改修工事対象住宅」という。）に法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向上改修工事（以下この項及び第44条の10第2項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行ったこと又は行うこと、当該住宅性能向上改修工事を行った法附則第11条の4第6項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この項及び第44条の10第2項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと又は譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供

する」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、第44条の9中「第44条の7第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「法附則第11条の4第6項」と、第44条の10第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第44条の7第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第6項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「第4号及び第8号並びに附則第7条の4第4項各号に掲げる事項並びに改修工事対象住宅用地の取得年月日」と、「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては、当該申請書及び同条第10項に規定する書類)を」とあるのは「に改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して」と読み替えるものとする。

附則第7条の5第1項中「又は第2項の規定の適用が」を「から第3項までの規定の適用が」に、「同条第1項又は第2項」を「これら」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「若しくは」を「又は」に、「にあっては、政令第39条の規定により」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第8条の2の2第2項から第8項までの規定中「第12項」を「第13項」に改める。

附則第8条の2の3中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第8条の2の4第9項中「装置（以下この項から第11項まで）」を「装置（以下この項から第12項まで）」に、「並びに衝突」を「、衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の次に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（第1号、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警

報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第11項」を「第13項」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（第11項及び第12項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（次号、第12項及び第13項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第8条の2の4第10項を次のように改める。

- 10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日

以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の2の4中第13項を第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成31年3月31日」の次に「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）」を加え、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の2の7第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「、第61条の12から」を「から」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第38条の2第2項並びに第39条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第8条の2の4第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。